

「市長への手紙」HP掲載データ（令和4年5月分）

見出し	0404-3 愛鳥の森の整備
ご意見	愛鳥の森（市民の森）について、展望台や東屋で休憩した際に、木々が妨げになり一望できる場所がない
回答	<p>市民の森は、市民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上に資するために設置し、森林に親しんでもらうこと、憩いの場とすることを目的に、緑地、東屋等を整備しております。</p> <p>市民の森は、森林の施業に一定の制限が課せられる保安林として指定されており、展望台の外側の山林については、私有林となっており木々の伐採は難しい状況となっております。</p> <p>今後とも、市民に森林に親しんでもらうよう環境整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
担当課	林業水産課 電話：0194-52-2122